

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第一条 「略」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔二・六 略〕</p> <p>七 FTTAアクセスサービス その全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含み、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。</p> <p>〔八・十一 略〕</p> <p>十二 三・九一四世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>十三 第五世代移動通信アクセスサービス 携帯電話・PHSアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>〔十四 略〕</p> <p>十五 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（衛星移動通信サービス、携帯電話・PHSアクセスサービス及びBWAアクセスサービスを除く。）をいう。</p> <p>〔十六・十七 略〕</p> <p>十八 アンライセンスLPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号〔若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（FWAアクセスサービス及び公衆無線LANアクセスサービスを除く。）〕をいう。</p> <p>〔十九・二十一 略〕</p> <p>二十一 スマートフォン 電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であつて、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるもの）を有するもの（第一二十四号において同じ。）を有する。</p>	<p>(定義) 第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>〔二・六 同上〕</p> <p>七 FTTAアクセスサービス そのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）であつて、ベストエフォート型であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含み、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービスその他これらに類する電気通信役務であるものを除く。）をいう。</p> <p>〔八・十一 同上〕</p> <p>十二 三・九一四世代移動通信アクセスサービス 前号に掲げる電気通信役務であつて、三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>十三 第五世代移動通信アクセスサービス 第十一号に掲げる電気通信役務であつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。</p> <p>〔十四 同上〕</p> <p>十五 公衆無線LANアクセスサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（第五号及び第十一号から前号までに掲げるものを除く。）をいう。</p> <p>〔十六・十七 同上〕</p> <p>十八 アンライセンスLPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送役務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号〔若しくは第三号又は第十六条第十一号に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十五号に掲げるものを除く。）〕をいう。</p> <p>〔十九・二十一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

その（ハイチャーフォ）に該当するかのを述べ。）をいう。

一三三 フイーチヤーフォン 電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を
使用した音声伝送服務による通話の利用を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、
文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。

「十四 タブレット データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であつて、タッチスクリーンを有するもの（スマートフォン、フィーチャーフォン及びモバイルルーターに該当するものを除く。）をいう。」

「十五 モバイルルータ」データ伝送設備によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であつて、主として他の端末設備のデータ通信を媒介するために用いられるものをいう。

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第一表、様式第一二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の一によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象業務の欄に掲げる電気通信業務に関する当該四半期末（様式第一第一表、様式第一二、様式第四、様式第五第一表、様式第六及び様式第十五の三の一によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象業務	報告対象事業者	様式番号
「略」	I P 電話（当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定 I P 電話番号を使用するものに限る。）	I P 電話を提供する電気通信事業者であつて、I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定 I P 電話番号の指定を受けたもの
「略」		第五 様式第四及び様式第五

「新設」

「新設」

「新設」

(電気通信役務契約等状況報告等)

第一条 [同上]

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
〔同上〕		様式第四及び様式第五
「 I P 電話（当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定 I P 電話番号をもつて、るるものに限る。）」	I P 電話を提供する電気通信事業者であつて、I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定 I P 電話番号の指定を受けたもの	
〔同上〕		

<p>(移動電気通信役務に係る契約等の状況報告)</p> <p>第二条の三 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者及び報告年度末における仮想移動電気通信サービス(携帯電話又はBWAアクセスサービスであるものに限る。)の契約数(無線設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘに規定するキヤリアクリケーション技術を用いて複数の電気通信回線を一体として提供している場合には、当該複数の電気通信回線を一の契約数とする。)が五十万以上である電気通信事業者は、様式第二十の四により、移動電気通信役務に係る契約等の状況について、毎報告年度経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>(移動電気通信役務の新規契約数等報告)</p> <p>第二条の四 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の五により、移動電気通信役務の新規契約数等の状況について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>(移動電気通信役務に係る収入状況報告)</p> <p>第二条の五 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の六により、移動電気通信役務に係る収入の状況について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>(運賃金等の定めがある契約の提供状況報告)</p> <p>第二条の六 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の七により、運賃金等の定めがある契約の提供の状況について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>(一定期間利用割引等の提供状況報告)</p> <p>第二条の七 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十の八により、一定期間利用割引等(契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に提供される経済的利益をいう。以下同じ。)の提供の状況について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>(届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告)</p> <p>第四条の二 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の二により、届出媒介等業務受託者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>(移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告)</p> <p>第四条の四 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の四により、移動端末設備の製造事業者への支払金の支出の状況について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>(対象設備の購入等を条件とした溝済的利息の提供状況報告)</p> <p>第四条の五 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者及び</p>	<p>「新設」</p>
<p>(移動端末設備の購入を条件とした割引等の提供状況報告)</p> <p>第四条の三 電気通信回線設備を設置して携帯電話又はPHSの電気通信役務を提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金(電気通信事業者が当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対して支払う金額をいう。以下同じ。)の支出状況について、様式第二十三の三により、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>(電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者)</p> <p>第四条の四 電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者</p>	<p>「新設」</p>

<p>前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第一二三の五により、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含む。以下同じ。）及び対象設備の購入等をすることを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。）を条件とした経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>は、利用者に対する当該電気通信役務に係る移動端末設備の購入を条件とした当該電気通信役務の料金又は当該移動端末設備の購入代金の割引及び金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益の提供の状況について、様式第二十三の四により、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>
<p>〔在庫端末等の購入等を条件とした割引等の提供状況報告〕</p>	<p>「新設」</p>
<p>第四条の六 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第一二三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十六第一項第一号イからニまでに掲定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）</p>
<p>第四条の七 電気通信事業法第二十七条の二第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の七により、移動端末設備の取扱状況等について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>「新設」</p>
<p>（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）</p>	<p>（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）</p>
<p>第四条の八 電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第四条の四の一 電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の四の一により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p>
<p>（卸電気通信役務の提供に関する報告）</p>	<p>（卸電気通信役務の提供に関する報告）</p>
<p>第四条の九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、対象卸電気通信役務（当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式）広域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）の卸電気通信役務（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を電気通信事業者（当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの（その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の中間に限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）に対して提供する業務を行うときは、当該卸電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第一二三の九により、当該</p>	<p>第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）は、対象卸電気通信役務（当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（無線設備規則第二条第十一号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式）広域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）の卸電気通信役務（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を電気通信事業者（当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの（その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。）又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上の中間に限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。）に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第一二三の五により、当該</p>

	事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
2	前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたときは、 <u>様式第一二三の十</u> により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。	前項の報告をした者は、当該報告をした事項に変更があつたときは、 <u>様式第一二三の六</u> により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
3	第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、 <u>様式第一二三の十一</u> により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	第一項の報告をした者は、同項に規定する業務を行わなくなつたときは、 <u>様式第一二三の七</u> により、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
4	〔略〕	〔同上〕
5	前項の規定による報告をしようとする者は、 <u>様式第一二三の十一</u> により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。	前項の規定による報告をしようとする者は、 <u>様式第一二三の八</u> により、同項の契約約款を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
6	第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、 <u>様式第一二三の十一</u> により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。	第四項の規定により報告した契約約款の変更の届出をしようとする者は、 <u>様式第一二三の八</u> により、当該契約約款の新旧対照を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
7	〔略〕	〔同上〕
	(利用者保護に関する報告)	(利用者保護に関する報告)
第四条の十	電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（別表に掲げる区分による種類（以下「別表種類」という。）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約（同条の規定により提供条件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。）を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、 <u>様式第一二三の十二</u> により、毎四半期経過後一月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信役務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	電気通信事業法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務（別表に掲げる区分による種類（以下「別表種類」という。）ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約（同条の規定により提供条件の概要の説明をすべき契約以外の契約をいう。以下同じ。）を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、 <u>様式第一二三の九</u> により、毎四半期経過後一月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の当該電気通信役務の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
2	電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、 <u>様式第一二三の十四</u> により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二条の二第二項第十一号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者は、 <u>様式第一二三の十</u> により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除（電気通信事業法施行規則第二十二条の二第二項第十一号に規定する書面解除をいう。）に関する契約状況等及び確認措置契約（同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。）に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
3	電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）末ごごとににおける契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、 <u>様式第一二三の十五</u> により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎半期末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。	電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者（別表種類ごとに半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）末ごごとににおける契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。）は、 <u>様式第一二三の十一</u> により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎半期末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。
	(集計結果の公表)	(集計結果の公表)
第十一条	総務大臣は、第一条、 <u>第四条の十第一項</u> 及び第八条の規定により提出された書面等に	総務大臣は、第一条、 <u>第四条の六第一項</u> 及び第八条の規定により提出された書面等に

記載又は記録された事項並びに第四条の十第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総数を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。
(書面等の提出)

第十一条 第一条、第二条から第四条の1-まで及び第四条の九から第八条までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

様式第20の2（第2条の2第1項関係）

[様式略]

[注1～4 略]

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[6 略]

第2表

[様式略]

[注1～4 略]

5 注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[6 略]

様式第20の4（第2条の3関係）

移動電気通信役務に係る契約等の状況報告	
年 月 日現在	
事業者名 _____	
1 契約数	
移動電気通信役務の契約数	
携帯電話及びBWAアクセスサービス	
自ら最終利用者に提供するもの	
法人に対して契約約款によらないで提供するもの	
特定地点以外での利用を制限して提供するもの	
モジュール向けのもの	
卸電気通信役務	
MNOであるMVNOに対するもの	
参考事項	

記載又は記録された事項並びに第四条の六第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総数を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

(書面等の提出)

第十一条 第一条から第八条まで及び第十条の規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して提出することができる。

様式第20の2（第2条の2第1項関係）

[様式同左]

[注1～4 同左]

5 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[6 同左]

第2表

[様式同左]

[注1～4 同左]

5 注2に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

[6 同左]

[新設]

2 特定関係法人である電気通信事業者の名称及び法人番号

名称	法人番号

- 注 1 一の契約で複数の電気通信回線を保有する契約形態の場合は、当該電気通信回線の数を契約数として報告すること。
- 2 無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線を一体として提供している場合には、当該複数の電気通信回線を一の契約数として報告すること。
- 3 「法人に対して契約約款によらないで提供するもの」の項には、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務に係る契約数を記載すること。
- 4 「特定地点以外での利用を制限して提供するもの」の項には、電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供する電気通信役務に係る契約数を記載すること。
- 5 「モジュール向けのもの」の項には、特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であつて、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供するものに係る契約数を記載すること。
- 6 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供している電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供している場合には、「MNOであるMVNOに対するもの」の項にその契約数の合計数を記載すること。
- 7 一の契約で「1 契約数」に掲げる複数の項目に該当する契約がある場合には、「参考事項」の項に当該複数の項目の別に当該契約数を記載すること。
- 8 注 7 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、「2 特定関係法人である電気通信事業者の名称及び法人番号」において、特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）の名称及び法人番号を記載すること。なお、法人番号がない場合には、住所を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の5（第2条の4関係）

移動電気通信役務の新規契約数等報告			
年度第 四半期			
事業者名 _____			
区分	月	月	月

[新設]

新規契約数	()	()	()
番号ポータビリティによるもの	()	()	()
契約更新数	()	()	()
契約解除数	()	()	()
番号ポータビリティによるもの	()	()	()
契約の合計数	()	()	()
参考事項			

- 注1 基地局を設置して移動電気通信役務を提供している電気通信事業者が仮想移動電気通信サービス（移動電気通信役務であるものに限る。）を提供している場合には、基地局を設置して提供している移動電気通信役務（基地局を設置して提供しているもの及び基地局を設置せずに提供しているものを一体として提供しているものを含む。）に係るもの及び基地局を設置せずに提供している移動電気通信役務に係るものごとに別葉とすること。
- 2 一の契約で複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に契約数を記載すること。
- 3 「新規契約数」の項には、報告対象期間中に新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結した数の合計数を月別に記載すること。
- 4 「契約更新数」の項には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約であつて期間の定めのあるものを更新した数の合計数を月別に記載すること。
- 5 「契約解除数」の項には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約の解除が行われた数の合計数を月別に記載すること。
- 6 「契約の合計数」の項には、報告対象期間の各月の末日における移動電気通信役務の提供に関する契約の数の合計数を月別に記載すること。
- 7 括弧内には、主としてスマートフォンに対して適用することを想定している料金その他の提供条件に係るものを記載すること。この場合において、「参考事項」の項に当該料金その他の提供条件の名称等を記載すること。
- 8 注7に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の6（第2条の5関係）

移動電気通信役務に係る収入状況報告			
年度第 四半期			
事業者名 _____			
区分	月	月	月
移動電気通信役務に係る収入	()	()	()
音声伝送役務に係る収入	()	()	()

[新設]

データ伝送役務に係る収入	()	()	()
参考事項			

- 注1 基地局を設置して移動電気通信役務を提供している電気通信事業者が仮想移動電気通信サービス（移動電気通信役務であるものに限る。）を提供している場合には、基地局を設置して提供している移動電気通信役務（基地局を設置して提供しているもの及び基地局を設置せずに提供しているものを一体として提供しているものを含む。）に係るもの及び基地局を設置せずに提供している移動電気通信役務に係るものごとに別葉とすること。
- 2 「音声伝送役務に係る収入」及び「データ伝送役務に係る収入」の項には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約により利用者から得た収入（移動電気通信役務に係る音声伝送又はデータ伝送に関するものに限る。割引を行つた場合は割引後の額。）の合計額を月別に記載すること。
- 3 括弧内には、主としてスマートフォンに対して適用することを想定している料金その他の提供条件に係るものと記載すること。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第20の7（第2条の6関係）

違約金等の定めがある契約の提供状況報告			
年 月 日現在			
事業者名 _____			
1 契約数			
区分	契約数		
	報告対象期間	報告対象期末	
違約金等の定めがある契約の総数	更新があるもの		
	更新がないもの		
違約金等の定めに係る期間が 1年以下であるもの	更新があるもの		
	更新がないもの		
違約金等の定めに係る期間が 1年を超えて2年以下であるも の	更新があるもの		
	更新がないもの		
参考事項			
2 違約金等			
月	発生件数	発生額	

[新設]

	契約解除	契約変更	その他	
参考事項				

3 特定経済的利益

月	提供件数	提供額	剥奪件数			剥奪額
			契約解除	契約変更	その他	
参考事項						

- 注1 「報告対象期間」の欄には、報告対象期間中に新たに約し、又は約させた移動電気通信役務の提供に関する契約の数の合計数について記載すること。
- 2 「報告対象期末」の欄には、報告対象期間の末日における移動電気通信役務の提供に関する契約の数の合計数について記載すること。
- 3 「2 違約金等」の「契約解除」及び「契約変更」の欄には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約の解除又は変更が行われたことにより違約金等が発生した件数についてそれぞれ月別に記載すること。
- 4 「3 特定経済的利益」の「契約解除」及び「契約変更」の欄には、報告対象期間中に移動電気通信役務の提供に関する契約の解除又は変更が行われたことにより特定経済的利益が剥奪された件数についてそれぞれ月別に記載すること。
- 5 「剥奪件数」及び「剥奪額」の欄には、報告対象期間中に利用者が特定経済的利益を受けることができないこととなった件数及び当該特定経済的利益の合計額についてそれぞれ月別に記載すること。
- 6 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第20の8（第2条の7関係）

一定期間利用割引等の提供状況報告		
年度第 四半期		
事業者名 _____		
月	提供件数	提供額

[新設]

参考事項		

注1 「提供件数」及び「提供額」の欄には、移動電気通信役務の提供に関する契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる経済的利益の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の3（第4条の3関係）

届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告		年度第 四半期	
事業者名			
支出月	支払金支出額		
	販売奨励金支出額 新規契約に係るもの 番号ポータ ビリティ によるもの		
参考事項			

注1 本様式に記載する金額は、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記載すること。

2 「支払金支出額」の欄に記載する金額は、届出媒介等業務受託者への支払金支出額について記載すること。

3 「販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「支払金支出額」のうち、届出媒介等業務受託者による移動電気通信役務の提供に関する契約の代理等又は移動端末設備の販売等に応じて支払う額について記載すること。

4 「新規契約に係るもの」の欄に記載する金額は、「販売奨励金支出額」のうち、移動電気通信役務の提供に関する契約を新たに締結することに応じて支払う額について記載する。

様式第23の3（第4条の3関係）

契約代理業者への支払金支出状況報告		年度第 四半期
事業者名		
支出月	契約代理業者への支払金支出額	
	販売奨励金支出額	
		端末販売奨励金支出額
参考事項		

注1 「契約代理業者への支払金支出額」の欄に記載する金額は、契約代理業者への支払金支出額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

[新設]

2 「販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「契約代理業者への支払金支出額」のうち、契約代理業者による電気通信役務の提供に関する契約の代理等又は端末設備の販売等に応じて支払う額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

「新設」

こと。

- 5 「番号ポータビリティによるもの」の欄に記載する金額は、「新規契約に係るもの」のうち、番号ポータビリティによる場合に限つて支払う額（番号ポータビリティによる場合に限つて増額する場合には、当該額）について記載すること。
- 6 「端末販売に係るもの」の欄に記載する金額は、「販売奨励金支出額」のうち、対象設備の販売等に応じて支払う額について記載すること。

- 7 [略]
8 [略]

様式第23の4（第4条の4関係）

移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告	
年度第 四半期	
事業者名 _____	
支出月	支出額
参考事項	

注1 「支出額」の欄に記載する金額は、移動端末設備の製造事業者への支払金支出額（移動端末設備の対価として支払うものを除く。）について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入すること。

- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の5（第4条の5関係）

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告					
年度第 四半期					
事業者名 _____					
1 対象設備の購入等を条件としたもの					
区分	件数		額		
	月	月	月	月	月
対象設備の購入等代金の割引					
その他の経済的利益					

[新設]

- 3 「端末販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「販売奨励金支出額」のうち、移動端末設備の販売に応じて支払う額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

- 4 [同左]
5 [同左]

[新設]

参考事項						
区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
対象設備の購入等代金の割引	()	()	()	()	()	()
その他の経済的利益	()	()	()	()	()	()
参考事項						

2 新規契約等を条件としたもの

移動端末設備の購入を条件とした割引等の提供状況報告				
年度第 四半期				
事業者名				
支出月	携帯電話の電気通信役務の料金の割引	携帯電話の電気通信役務に係る移動端末設備の購入代金の割引	金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益	合計
参考事項				

注1 本様式に記載する金額は、百万円を単位として、利用者に対して約し、又は約させた月別に記載することとし、金銭以外による経済的利益の提供を約し、又は約させた場合には、当該経済的利益を金銭に換算した額を記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入すること。実数の把握が困難な場合には、件数及び額の欄に合理的な方法により算出した数値を、参考事項にその算出方法の概要を記載すること。

2 「1 対象設備の購入等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の項には、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をすることを条件とした対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

3 「1 対象設備の購入等を条件としたもの」の「その他の経済的利益」の項には、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をすることを条件とした経済的利益（対象設備の購入等代金の割引を除く。）の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。

4 「2 新規契約等を条件としたもの」の「対象設備の購入等代金の割引」の項には、新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とした対象設備の購入等代金の割引の件数及び割引額の合計数を記載すること。

5 「2 新規契約等を条件としたもの」の「その他の経済的利益」の項には、新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とした経済的利益（対象設備

注1 「携帯電話の電気通信役務の料金の割引」及び「携帯電話の電気通信役務に係る移動端末設備の購入代金の割引」の欄に記載する金額は、移動端末設備の購入を条件として提供された割引の合計額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

2 「金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益」の欄に記載する金額は、移動端末設備の購入を条件として提供された経済上の利益（携帯電話の電気通信役務と併せて提供される役務の料金及び物品の購入代金の割引を含む。）の合計額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載することとし、金銭以外による経済上の利益が提供された場合には、当該経済上の利益を金銭に換算した額を記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

の購入等代金の割引を除く。) の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。

6 括弧内には、番号ポータビリティにより移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件として提供することを約し、又は約させたものについて記載すること。

7 [略]

8 [略]

様式第23の6（第4条の6関係）

区分	件数			額		
	月	月	月	月	月	月
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(1)						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(2)						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(3)						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ロ						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ハ						
電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ニ						
参考事項						

注1 本様式に記載する金額は、百万円を単位として、利用者に対して約し、又は約させた月別に記載することとし、金銭以外による経済的利益の提供を約し、又は約させた場合には、当該経済的利益を金銭に換算した額を記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入すること。

2 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(1)の規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(1)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

3 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(2)の規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(2)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

4 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(3)の規定の利益の提供を約

[新設]

3 [同左]

4 [同左]

[新設]

し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号イ(3)」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

5 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ロの規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ロ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

6 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ハの規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ハ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

7 電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ニの規定の利益の提供を約し、又は約させた場合には、「電気通信事業法施行規則第22条の2の16第1項第2号ニ」の項に当該利益の提供件数及び提供額の合計数を月別に記載すること。

8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

9 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第23の7（第4条の7関係）

移動端末設備の取扱状況等報告						
区分	台数			額		
	月	月	月	月	月	月
入手状況						
スマートフォン	()	()	()	()	()	()
フィーチャーフォン	()	()	()	()	()	()
タブレット	()	()	()	()	()	()
モバイルルータ	()	()	()	()	()	()
売却状況	()	()	()	()	()	()
スマートフォン	()	()	()	()	()	()
フィーチャーフォン	()	()	()	()	()	()
タブレット	()	()	()	()	()	()
モバイルルータ	()	()	()	()	()	()
参考事項						
在庫状況						
区分	台数					

[新設]

	月	月	月
在庫状況			
スマートフォン			
フィーチャーフォン			
タブレット			
モバイルルータ			
参考事項			

- 注1 新品の移動端末設備及び中古の移動端末設備ごとに別葉とすること。
 2 本様式に記載する金額は、百万円を単位として、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記載すること。
 3 「入手状況」の項には、報告対象期間中に入手した移動端末設備の台数及び入手に要した費用をそれぞれ記載すること。
 4 「売却状況」の項には、報告対象期間中に売却した移動端末設備の台数及び売却により得た収益についてそれぞれ記載すること。
 5 括弧内には、自らが提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等をする届出媒介等業務受託者に対して売却した移動端末設備に係るものを記載すること。
 6 「在庫状況」の項には、報告対象期間の末日において在庫として保有している移動端末設備の台数を記載すること。
 7 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第23の8（第4条の8関係）

中古の移動端末設備の取扱状況等報告	
年4月1日から 年3月31日まで	
<u>事業者名</u>	
[1 略]	
2 中古の移動端末設備の売却先及び法人番号	
売却先	法人番号

[注1～7 略]

8 括弧内には、スマートフォンに係るものと記載すること。

[9～11 略]

様式第23の9（第4条の9第1項関係）

様式第23の4の2（第4条の4の2関係）

中古の移動端末設備の取扱状況等報告	
年4月1日から 年3月31日まで	
<u>事業者名</u>	
[1 同左]	
2 中古の移動端末設備の売却先及び法人番号	
売却先	法人番号

[注1～7 同左]

8 括弧内には、三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用する携帯電話に係るものと記載すること。

[9～11 同左]

様式第23の5（第4条の5第1項関係）

[略] <u>様式第23の10</u> （第4条の9第2項関係） [略] <u>様式第23の11</u> （第4条の9第3項関係） [略] <u>様式第23の12</u> （第4条の9第5項及び第6項関係） [略] <u>様式第23の13</u> （第4条の10第1項関係） [略] <u>様式第23の14</u> （第4条の10第2項関係） [略] <u>様式第23の15</u> （第4条の10第3項関係） [略] 様式第30（第10条関係） 〔様式略〕 〔注1～5 略〕 6 注4及び注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 〔7 略〕	[同左] <u>様式第23の6</u> （第4条の5第2項関係） [同左] <u>様式第23の7</u> （第4条の5第3項関係） [同左] <u>様式第23の8</u> （第4条の5第5項及び第6項関係） [同左] <u>様式第23の9</u> （第4条の6第1項関係） [同左] <u>様式第23の10</u> （第4条の6第2項関係） [同左] <u>様式第23の11</u> （第4条の6第3項関係） [同左] 様式第30（第10条関係） 〔様式同左〕 〔注1～5 同左〕 6 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 〔7 同左〕
--	---

備考 案件〔 〕の記載及び表規定期の1箇箇欄をせしむる部分を除く余地なしを表示する。

附 則

- 1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年 月 日。以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この省令による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、施行日以後の事項に関する報告について適用し、施行日前の事項に関する報告については、なお従前の例による。